財團法人 協調會福岡出張所

とさるゝ事を條件として人夫を指名するに至つた。

書開陳して人夫人工以下を以て月平均一人五圓を下らざる事を條件として人夫を指名するに至つた。

（以下不明）

願

（以下不明）

一、人夫側より別紙の如き要求書を提出したるに對し、會社側は之を承認し、左の如き協定を爲すに至つた。

1、人夫の採用は會社側に於て指名したる者に對し、會社側より人夫組合に對し人夫の採用を申込むこと。

2、現在の供給人夫の十一時間乃至十二時間勞働を八時間に短縮すること

3、臨時職工（天草よりの採用）と供給人夫との日給甚敷懸隔あるを以て人夫賃銀五割値上すること

4、減電期と雖も賦首又は休業なき樣すること、（毎年十月頃には減電の爲作業縮少人夫の賦首又は休業せしむることあり）

5、運動者には職工と同樣の歩増及食事は會社側に於て負擔すること

十二、爭議經過

1、人夫側の態度

右人夫側代表者等は會社側當局と會見して前項歎願書を手交せんとしたが、庶務主任より工場長不在を理由に歎願書の受

財團法人 協調會福岡出張所

2、現在の供給人夫の十一時間乃至十二時間勞働を八時間に短縮すること

3、臨時職工（天草よりの採用）と供給人夫との日給甚敷懸隔あるを以て人夫賃銀五割値上すること

4、減電期と雖も賦首又は休業なき樣すること、（毎年十月頃には減電の爲作業縮少人夫の賦首又は休業せしむることあり）

5、運動者には職工と同樣の歩増及食事は會社側に於て負擔すること

十二、爭議經過

1、人夫側の態度

右人夫側代表者等は會社側當局と會見して前項歎願書を手交せんとしたが、庶務主任より工場長不在を理由に歎願書の受